

第19回 肝炎対策推進協議会	
平成29年3月1日	資料6

障害保健福祉部企画課
平成29年3月1日

肝臓機能障害に係る障害認定状況に関する調査結果

1. 調査の目的

平成22年度より施行された身体障害者手帳制度における肝臓機能障害の障害認定については、平成27年度に認定基準の検証を行い、平成28年4月より改正後の認定基準による障害認定が施行されている。

本調査は、改正後の認定基準による肝臓機能障害の障害認定状況について把握することを目的として実施した。

2. 調査対象期間・調査内容等

(期間) 平成28年4月1日から平成28年11月30日までの期間(8ヶ月間)になされた交付申請について、平成28年11月30日を調査日として実施。

(対象) 身体障害者手帳の交付事務を行う全ての都道府県、指定都市及び中核市を調査対象として実施。

(調査内容)

- ①肝臓機能障害の交付申請件数等(交付申請件数、却下件数)
- ②肝臓機能障害の認定状況(等級、肝臓移植の有無、手帳所持の有無)
- ③却下となった理由

3. 結果概要

(1) 肝臓機能障害の交付申請件数等

平成28年4月1日から平成28年11月30日までの8ヶ月間における肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付申請は、全国で2,230件となっている。そのうち、11月30日時点において、2,042件(91.6%)について身体障害者手帳が交付されている。

交付申請件数 (H28.4.1～ H28.11.30)	審査中件数 (H28.11.30現在)	手帳交付件数 (H28.4.1～ H28.11.30)	申請却下件数 (H28.4.1～ H28.11.30)
2,230	116	2,042	72

注：交付申請件数には、既に肝臓機能障害や他の機能障害により身体障害者手帳を取得している者が再交付申請をした場合の件数を含んでいる。

(2) 肝臓機能障害の手帳交付の内訳

身体障害者手帳が交付された2,042件のうち、新規交付は1,903件(93.2%)、再認定による交付は139件(6.8%)となっている。

①新規交付の状況

平成28年度(8ヶ月間)の新規交付件数は、1,903件であり、対前年度(通年)比183.7%となっている。

	総数	1級	2級	3級	4級
平成22年度	6,226	4,742	835	466	183
平成23年度	1,459	898	321	149	91
平成24年度	1,251	761	295	132	63
平成25年度	1,103	682	273	97	51
平成26年度	1,062	682	232	93	55
平成27年度	1,036	650	239	81	65
平成28年度 (H28.4.1~ H28.11.30)	1,903	744	620	305	234

注1：平成22年度から平成27年度の数字は「福祉行政報告例」(厚生労働省)より。

注2：平成22年度の数字は東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)、仙台市を除いて集計した数字である。

注3：平成28年度の数字は、新たに肝臓機能障害による交付申請について集計している。

②再認定の交付の状況

身体障害者手帳3級所持者28件のうち、再認定により、1級に変更したものが18件、2級に変更したものが6件となっている。

また、身体障害者手帳4級所持者25件のうち、再認定により、1級に変更したものが4件、2級に変更したものが13件となっている。

既に所持している手帳の等級	再認定後の等級					
	1級	うち、 肝臓移植	2級	3級	4級	計
1級	59	41	1	0	0	60
2級	17	12	7	2	0	26
3級	18	4	6	4	0	28
4級	4	2	13	2	6	25
計	98	59	27	8	6	139

注：肝臓機能障害の等級について集計している。

③Child-Pugh 分類別の認定状況

身体障害者手帳交付件数 2,042 件のうち、Child-Pugh 分類 B に該当するものは 930 件となっており、全体の 45.5% を占めている。

	総数	1 級	2 級	3 級	4 級
Child-Pugh 分類 B	930	169	291	289	181
Child-Pugh 分類 C	840	401	356	24	59
肝臓移植	272	272	—	—	—
合計	2,042	842	647	313	240

注 1：90 日以上の間隔をおいた検査において、Child-Pugh 分類の合計点数が 10 点以上が連続して 2 回以上続くものを Child-Pugh 分類 C に計上し、Child-Pugh 分類の合計点数が 7 点以上 9 点以下が連続して 2 回以上又はどちらか 1 回のを Child-Pugh 分類 B に計上している。

注 2: Child-Pugh 分類

	1 点	2 点	3 点
肝性脳症	なし	軽度 (I・II)	昏睡 (Ⅲ以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8~3.5 g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40~70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0 mg/dℓ未満	2.0~3.0 mg/dℓ	3.0 mg/dℓ超

※ 国際的な肝臓機能障害の重症度分類である Child-Pugh 分類の合計点数が 7 点以上の状態が、90 日以上の間隔をおいた検査において連続して 2 回以上続くことが、肝臓機能障害に係る身体障害認定基準となっている。

(3) 却下となった理由

交付申請件数のうち、申請却下となった 72 件 (3.2%) について、その主な理由は、下記のとおりである。

Child-Pugh 分類の点数が 7 点に満たないため	27 件
検査日から 180 日以内にアルコールを摂取しているため	27 件
1 回目検査と 2 回目検査の間が 90 日以上 (180 日以内) 空いていないため	6 件
診断書の作成日が平成 28 年 3 月 31 日以前で、旧基準により審査した結果、要件に満たないため ※ うち、Child-Pugh 分類の合計点数が 7 点に満たないものが 4 件	5 件
補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限について該当する項目がないため	3 件
その他	4 件

肝臓機能障害の認定基準の見直し

(参考)

具体的な認定基準について

[平成28年4月1日施行]

〔認定対象の拡大〕

○ チャイルド・ピュー分類C → 分類Bに拡大

国際的な肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類の3段階(A・B・C)のうち、これまで認定基準の対象とされていた分類C(10点以上)に加えて、分類B(7点以上)を対象とする。

〔1級・2級の要件の緩和〕

○ 日常生活の制限にかかる指標の見直し

血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点



肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上

〔再認定の導入〕

○ 1年以上5年以内に再認定(チャイルド・ピュー分類Bの場合)